

平成25年12月16日

松阪記者クラブ 御中  
同クラブ加入各社 御中

担当者 人権生活環境課 環境・住民協働係  
担当 西口 菅野  
連絡先 電話：0596-52-7117  
FAX：0596-52-7117

## 1. 報告事項

災害時における葬祭業務に関する協定書の締結

## 2. 報告内容

### (1) 目的

県下においては、すでに10を超える市町がすでに協定を締結している状況であることに鑑み、明和町において、地震、風水害、津波等の災害が発生し、多数の死者が集中的に発生した場合における葬祭用品等の供給等について、協力要請できるよう三重県葬祭業協同組合と協定書を締結しようとするもの。

### (2) 締結日時

26年1月後半から2月初め（詳細は未定）

## 災害時における葬祭業務に関する協定書（案）

明和町（以下「甲」という。）と三重県葬祭業協同組合（以下「乙」という。）は、地震、風水害、その他の災害が発生した場合における葬祭用品の供給等の協力に関して、次のとおり協定を締結する。

（主旨）

第1条 この協定は、明和町内に地震、風水害、その他の災害が発生し、多数の死者が集中的に発生した場合における葬祭用品の供給等について、甲が乙に協力を要請できること及びその場合の手続きを定めるものとする。

（協力の要請）

第2条 甲は、災害発生時に葬祭用品の供給等を必要とするときは、乙に対し協力を要請することができることとし、乙は次の各号に掲げる葬祭用品の供給等の協力を甲にするものとする。

- （1）棺及び葬祭用品の供給並びに作業等の役務の提供
- （2）遺体安置施設等の提供
- （3）遺体の搬送
- （4）その他、甲が指定する業務の提供

（要請の方法）

第3条 甲は、前条に掲げる協力の要請を行う場合には、乙に別紙1により要請を行うものとする。

2 前項に規定する要請書による要請について、特に急を要する場合や書面による連絡が不可能な場合等は、口頭での要請を行えるものとするが、この場合でも遅滞なく書面による要請を行うものとする。

（協力の実施）

第4条 乙は甲から第2条に定められた協力の要請を受けたときは、誠実に甲に協力するものとする。

（報告）

第5条 乙は、前条の規定に基づき協力を実施した場合には、甲に別紙2により報告を行うものとする。

（経費の負担）

第6条 乙が実施した協力業務に要した経費は、甲が負担するものとし、負担する経費の価格は、災害時の直前における適正価格を基準として、甲乙協議して決定するものとする。

（守秘義務）

第7条 乙は、遺体搬送時の支援協力を行う場合において知り得た個人情報を、第三者に漏らしてはならない。

（協議事項）

第8条 この協定に定めのない事項及びこの協定の実施について疑義が生じた場合には、甲と乙が協議のうえ決定するものとする。

(有効期間)

第9条 この協定の有効期間は、協定締結から平成27年3月31日までとする。  
ただし、この協定の有効期間満了の1か月前までに甲乙いずれからも協定解除の申し出がない場合には、さらに1年間延長するものとし、その後においても同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成 年 月 日

甲 三重県多気郡明和町馬之上945番地

明和町長

印

乙 三重県津市桜橋3丁目286番地

三重県葬祭業協同組合

理事長

印